

原料費調整制度に基づく

平成24年4月のガス料金について

平成24年2月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年4月検針分に適用される単位料金を平成24年3月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成23年11月～平成24年1月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（18,100円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項（2）で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越3月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年4月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年3月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m ³)	106.99	105.31	104.47
(参考) 3月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年4月 適用料金	平成24年3月 適用料金	増減額	増減率
42m ³	4,822円/月	4,822円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量42m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成23年11月～平成24年1月 (4月検針分に適用)	平成23年10月～平成23年12月 (3月検針分に適用)
平均原料価格※1	18,100円/ト	18,010円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成23年11月～平成24年1月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 67,040\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 18,100.8\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 18,100\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 18,100\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 8,060\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 8,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年3月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年5月のガス料金について

平成24年3月29日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年5月検針分に適用される単位料金を平成24年4月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成23年12月～平成24年2月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（17,920円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年5月検針分に適用する料金につきましては、広報上越4月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年5月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
平成24年4月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m ³)	106.99	105.31	104.47
(参考) 4月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年5月 適用料金	平成24年4月 適用料金	増減額	増減率
42m ³	4,822円/月	4,822円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量42m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成23年12月～平成24年2月 (5月検針分に適用)	平成23年11月～平成24年1月 (4月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	17,920円/ト	18,100円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成23年12月～平成24年2月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 66,370\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 17,919.9\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 17,920\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 17,920\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 6,020\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 6,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 6,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年4月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年6月のガス料金について

平成24年4月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年6月検針分に適用される単位料金を平成24年5月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年1月～平成24年3月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（18,240円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年6月検針分に適用する料金につきましては、広報上越5月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年6月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年5月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m ³)	106.99	105.31	104.47
(参考) 5月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年6月 適用料金	平成24年5月 適用料金	増減額	増減率
42m ³	4,822円/月	4,822円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量42m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年1月～平成24年3月 (6月検針分に適用)	平成23年12月～平成24年2月 (5月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	18,240円/ト	17,920円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年1月～平成24年3月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 67,550\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 18,238.5\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 18,240\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 18,240\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 8,200\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 8,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年5月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年7月のガス料金について

平成24年5月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年7月検針分に適用される単位料金を平成24年6月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年2月～平成24年4月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（18,620円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年7月検針分に適用する料金につきましては、広報上越6月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年7月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年6月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 6月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年7月 適用料金	平成24年6月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年2月～平成24年4月 (7月検針分に適用)	平成24年1月～平成24年3月 (6月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	18,620円/ト	18,240円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年2月～平成24年4月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 68,970\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 18,621.9\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 18,620\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 18,620\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 8,580\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 8,500\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8,500\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年6月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年8月のガス料金について

平成24年6月28日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年8月検針分に適用される単位料金を平成24年7月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年3月～平成24年5月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,110円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年8月検針分に適用する料金につきましては、広報上越7月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年8月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年7月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m ³)	106.99	105.31	104.47
(参考) 7月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年8月 適用料金	平成24年7月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円/月	4,927円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年3月～平成24年5月 (8月検針分に適用)	平成24年2月～平成24年4月 (7月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	19,110円/ト	18,620円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年3月～平成24年5月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 70,770\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,107.9\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,110\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 19,110\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 9,070\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 9,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年7月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年9月のガス料金について

平成24年7月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年9月検針分に適用される単位料金を平成24年8月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年4月～平成24年6月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,190円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年9月検針分に適用する料金につきましては、広報上越8月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年9月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年8月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 8月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年9月 適用料金	平成24年8月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年4月～平成24年6月 (9月検針分に適用)	平成24年3月～平成24年5月 (8月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	19,190円/ト	19,110円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年4月～平成24年6月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 71,090\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,194.3\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,190\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 19,190\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 9,150\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 9,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年8月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年10月のガス料金について

平成24年9月4日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年10月検針分に適用される単位料金を平成24年9月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年5月～平成24年7月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,480円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年10月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年9月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 9月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年10月 適用料金	平成24年9月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年5月～平成24年7月 (10月検針分に適用)	平成24年4月～平成24年6月 (9月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	19,480円/ト	19,190円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年5月～平成24年7月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 72,130\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,475.1\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,480\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 19,480\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 9,440\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 9,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年9月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年11月のガス料金について

平成24年9月28日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年11月検針分に適用される単位料金を平成24年10月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年6月～平成24年8月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,630円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年11月検針分に適用する料金につきましては、広報上越10月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年11月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年10月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4,72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 10月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年11月 適用料金	平成24年10月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年6月～平成24年8月 (11月検針分に適用)	平成24年5月～平成24年7月 (10月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	19,630円/ト	19,480円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年6月～平成24年8月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 72,690\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,626.3\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,630\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 19,630\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 9,590\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 9,500\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9,500\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 7.25\text{円} \\
 &= 107.84\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 107.84\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年10月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成24年12月のガス料金について

平成24年10月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成24年12月検針分に適用される単位料金を平成24年11月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年7月～平成24年9月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（19,400円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成24年12月検針分に適用する料金につきましては、広報上越11月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成24年12月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成24年11月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4,72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 11月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成24年12月 適用料金	平成24年11月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年7月～平成24年9月 (12月検針分に適用)	平成24年6月～平成24年8月 (11月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	19,400円/ト	19,630円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年7月～平成24年9月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 71,840\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 19,396.8\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 19,400\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 19,400\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 9,360\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 9,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 9,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年11月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成25年1月のガス料金について

平成24年11月30日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年1月検針分に適用される単位料金を平成24年12月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年8月～平成24年10月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（18,400円/ト）が上越市ガス水道局一般ガス供給約款30条2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年1月検針分に適用する料金につきましては、広報上越12月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成25年1月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年1月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 (円/月)	357	399	609
調整単位料金 (円/m ³)	106.99	105.31	104.47
(参考) 12月 調整単位料金	(106.99)	(105.31)	(104.47)

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年1月 適用料金	平成24年12月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円/月	4,927円/月	0円/月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年8月～平成24年10月 (1月検針分に適用)	平成24年7月～平成24年9月 (12月検針分に適用)
平均原料価格※1	18,400円/ト	19,400円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年8月～平成24年10月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 68,160\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 18,403.2\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 18,400\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 18,400\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 8,360\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 8,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 8,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成24年12月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成25年2月のガス料金について

平成24年12月27日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年2月検針分に適用される単位料金を平成25年1月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年9月～平成24年11月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（17,530円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越1月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成25年2月）

- 供給約款料金（毎月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年2月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 1月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年2月 適用料金	平成25年1月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年9月～平成24年11月 (2月検針分に適用)	平成24年8月～平成24年10月 (1月検針分に適用)
平均原料価格※1	17,530円/ト	18,400円/ト

基準平均原料価格※2	10,040円/ト
------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年9月～平成24年11月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 64,920\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 17,528.4\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 17,530\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 16,060\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 6,020\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 6,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 6,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 4.725\text{円} \\
 &= 105.315\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 105.31\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年1月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく

平成25年3月のガス料金について

平成25年1月 日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年3月検針分に適用される単位料金を平成25年2月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年10月～平成24年12月のLNG平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格（17,430円/ト）が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

また、平成25年3月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ（検針票）」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局

お客様サービス課 営業開発係

TEL 025-522-5514

<別紙>

料金表（平成25年3月）

- 供給約款料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成25年3月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円（税込）上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0～25m ³	26～250m ³	251m ³ ～
基本料金 （円／月）	357	399	609
調整単位料金 （円／m ³ ）	106.99	105.31	104.47
（参考） 1月 調整単位料金	（106.99）	（105.31）	（104.47）

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金（原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	平成25年3月 適用料金	平成25年2月 適用料金	増減額	増減率
43m ³	4,927円／月	4,927円／月	0円／月	0.00%

※ 当市におけるご家庭1件、一ヵ月あたり平均使用量43m³（43.1メガジュール／m³）に基づいて算出しています。

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	平成24年10月～平成24年12月 (3月検針分に適用)	平成24年9月～平成24年11月 (2月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	17,430円/ト	17,530円/ト

基準平均原料価格※ ²	10,040円/ト
------------------------	-----------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.27

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格（平成21年6月から8月までのLNG平均価格37,190円×0.27）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（平成24年10月～平成24年12月貿易統計値）} \times 0.27 \\
 &= 64,570\text{円/ト} \times 0.27 \\
 &= 17,433.9\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\
 &= 17,430\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30条2項(2)で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}
 \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\
 &= 17,430\text{円/ト} - 10,040\text{円/ト} \\
 &= 7,390\text{円/ト} \\
 &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\
 &= 7,000\text{円/ト}
 \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned}
 \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 7,000\text{円} / 100\text{円} \times 0.075\text{円} \times 1.05 \\
 &= 100.59\text{円} + 5.4375\text{円} \\
 &= 106.0275\text{円} \\
 &\quad \downarrow \text{（小数点第3位以下切捨て）} \\
 &= 106.03\text{円}
 \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円（0.075円に1.05を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、

- 基準単位料金単価に対し、1m³あたり4.72円（税込）調整します。
- 平成25年2月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。